



JAPAN
LAWYERS ASSOCIATION
FOR FREEDOM
since 1921

自由法曹団への招待

ようこそ 自由法曹団へ…

平和や人権問題にとりくむ弁護士たちがここにいる。

権力による人権侵害と対決して

罪を犯していない人を有罪とすることは、国家による最大の人権侵害です。自由法曹団の弁護士は、これまでに多くのえん罪事件の弁護を行い、白鳥事件、布川事件など、開かずの門と言われる再審の扉を開く活動をしてきました。そして最近では、足利事件や袴田事件など、多くのえん罪事件において無罪や再審決定を勝ち取ってきています。

また、自由法曹団の弁護士は、国家公務員の政治活動の自由を弾圧した堀越事件など、権力による人権の侵害を許さない活動にもとりにくんでいます。

私たち自由法曹団は、事件活動だけでなく、人権を抑圧するような悪法の制定を許さないために、国民に法案の問題点を広め、議員に意見を申し入れるなど、さまざまな活動もしています。



再審無罪確定での
菅家さん
(足利えん罪事件)



身柄解放後、リングにあがる
袴田さん(袴田えん罪事件)



○ 弁護士 皆川 洋美 (新64期・北海道)

— 自由法曹団と私

自由主義の名の下に、ともすれば社会的弱者の声が聞こえないままになってしまふことが多く感じています。「偏っている」と評価されることが多いと感じています。そのため、自由法曹団に入っていないければ、私の基本的人権の侵害に対する感覚は鈍り、人権問題へととりくむことに消極的になっていたのではないかと思います。

平和の問題、社会福祉の問題、個人の尊重の問題、多くの問題がありますが、アンテナを研ぎ澄ませ、信頼できる先輩方から多くのことを学ぶことができる、そんな自由法曹団で、今後もできる限り活動していきたいと考えています。



○ 弁護士 富島 淳 (新65期・奈良)

— 自由法曹団に参加することの意義

自由法曹団では、5月に行われる五月集いや、10月に行われる総会において、全国の弁護士が一堂に会し、さまざまな問題について議論がなされます。

このような集会に参加することで、例えば私のように地方で働く弁護士であっても、社会的に意義の大きい事件に関わるきっかけを得ることができます。

また、個別事件に関する報告を聞いて自らが担当している事件の解決の指針を得たり、全国の弁護士の先輩方、あるいは同期の弁護士が活躍していることを知って大いに刺激を受け、熱意を持って業務にとりくむ原動力となります。



○ 伊佐 真次さん (沖縄高江・ヘリパッドいらない住民の会共同代表)

私たちは軍事基地から発生する問題と、いつも隣り合わせで暮らしています。新たな「危険」が起こる前に声を上げ、抵抗も続けていかなければなりません。

基地がある限り抵抗は続くでしょう。事件事故に巻き込まれるのは嫌だという住民を、国家が司法の力を使って押さえつけてきました。何が起きているのか分からない住民を博愛の精神で救ったのは自由法曹団の皆さんです。弁護士という力持ちがいなければ運動の継続さえ難しいことになっていただしよう。庶民のためにたたかってくれる弁護士に出会えて感謝しています。



○ 袴田 秀子さん (袴田巖さんの姉)

2014年3月、袴田巖の再審開始決定があり、「著しく正義に反する」として巖の身柄も解放されました。しかし、巖は未だ死刑囚のままです。なにがなんでも死刑台に送ろうというのでしょうか。47年7か月に及ぶ弁護団の皆さんのご奮闘に感謝申し上げ、一刻も早い再審開始と無罪判決を目指して、引き続き的確かつ迅速なたたかいへのご協力をお願いします。多くのえん罪事件にとりくんでいる自由法曹団に期待します。



平和や人権問題にとりくむ弁護士たちがここにいる。

Association for Freedomの誘い。

平和や人権があぶないというときに、まず声を上げるのが自由法曹団です。

社会の中で困っている人たちの人権を救済するために、私たちは、事実をみつめ、被害者の声に耳を傾け、現場に足を運びとりくみを行ってきました。えん罪や警察による不当な人権侵害、過労死や公害問題など、人権の救済を求める人がいるところ、私たち自由法曹団の弁護士がいました。

法律問題は広く政治や社会の問題と深く結びついています。立法や行政に働きかけ、時には異議を申し立てることも必要です。そして、今、平和憲法が危機に瀕しています。私たちは、人権を侵害する悪法を許さないとりくみや平和憲法を守り活かすとりくみも積極的に行なっています。

現実に人権の救済を勝ちとるには、一人一人の弁護士が力を寄せ合い、さまざまな能力や知識・経験を出し合い、民衆とともにとりくむことが必要になります。その中から弁護士としての技術も磨きかけられ、仕事にとりくむ生き甲斐も実感できます。そんな弁護士の団体、自由法曹団に、あなたも参加してみませんか。

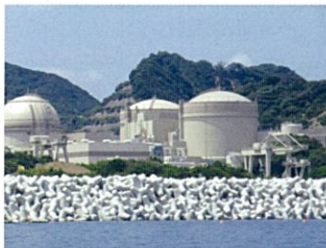
since1921

いのちと人間の尊厳、環境をまもって

自然破壊、大気汚染、基地騒音問題—私たちの健康を害し、居住環境を破壊する公害被害を救済し、豊かな生活を取り戻すための訴訟や運動に、自由法曹団の多くの弁護士がとりくんできました。

アスベストや薬害の被害に遭った方々のたたかい、そして、3・11の東日本大震災における福島原発事故の結果、故郷を離れざるを得なくなった被災者の被害回復のための訴訟活動や、我が国から原発をなくすための「脱原発」運動にも、とりくんでいます。

市民のいのちと人間の尊厳をまもる活動において、被害者によりそい、専門的な知識や経験を駆使しながら、解決を目指してたたかう集団として活動するのが、私たち自由法曹団です。



▲ 大飯原発



▲ 大飯原発差し止め訴訟



▲ 建設アスベスト訴訟

格差社会を許さず、働く人の権利をまもって

低賃金・不安定な非正規雇用が拡大し、格差がますます広がる一方で、正社員の長時間労働、残業代不払いの問題は改善されず、過労死・過労自殺が後を絶ちません。未来を展望できず、ニートや少子化現象まで起きています。

自由法曹団は、働く人の命と権利をまもるために、各地で解雇や過労死、残業代請求、不当労働行為救済などさまざまな事件にとりくみ、多くの画期的な判例を勝ち取っています。

出賃契約や業務委託等における労働者性を認めさせた新国立劇場事件・INAXメンテナンス事件・ビクターSE事件や、派遣労働者13名について派遣先との直接雇用関係を認めさせたマツダ派遣切り訴訟、社保庁分限免職事件など全国的・大型の事件にもとりくんでいます。

また、働く人たちとともに、労働法制度の改善に反対し、よりよい法制度づくりのために意見を発表する活動も行っています。



▲ 新国立劇場事件
(最高裁で逆転勝利判決)



大阪東南アスベスト訴訟
(最高裁で勝訴判決が確定)

自由法曹団

自由法曹団は、1921年（大正10年）神戸における労働争議弾圧に対する調査団が契機となって結成された弁護士の団体です。

現在、自由法曹団には、2105名の弁護士が加入し、全国で41の支部でそれぞれ活躍しています。全国に団員のいない都道府県はありません。



広辞苑でも「大衆運動と結びつき、労働者・農民・勤労市民の権利の擁護伸長を旗じるしとする」と紹介されています。

【自由法曹団の出版活動】

自由法曹団では、さまざまな書籍やパンフレットを発行しています。近年の出版物の一部を紹介します。



- 憲法判例をつくる——自由法曹団編
- これが秘密保護法だ——自由法曹団・秘密保護法プロジェクト編集
- 自由法曹団物語（世紀をこえて 上・下）——自由法曹団編 日本評論社発行
- 最新「くらしの法律相談ハンドブック」——自由法曹団 結成90周年記念事業出版 旬報社

連絡先 **自由法曹団** 住所：〒112-0014 東京都文京区関口 1-8-6 メゾン文京関口Ⅱ 202号
TEL：03-5227-8255 FAX：03-5227-8257
H P：http://www.jlaf.jp/ Twitter：@jlaf2014
Facebook：https://ja-jp.facebook.com/jlaf.jp